

資料

都道府県別参加人員一覧表

大会参加者数

大会運営の基本方針

北海道実行委員会役員

北海道実行委員会会則

北海道実行委員会事務局規程

苫小牧市実行委員会役員

苫小牧市実行委員会会則

苫小牧市実行委員会事務局規程

標章及びマスク等使用取扱規程

宿泊要項

宿泊実績一覧

斡旋弁当実績

支給弁当実績

輸送交通要項

バス輸送実績

医療救護要項

医療救護実績

開催経過概要

ホームページ・SNS・国スポチャンネル実績

国民スポーツ大会冬季大会
スケート競技会・アイスホッケー競技会

都道府県別参加人員一覧表

No	都道府県	スピードスケート						ショートトラック					
		監督	成年		少年		計	監督	成年		少年		計
			男子	女子	男子	女子			男子	女子	男子	女子	
1	北海道	4	8	8	8	8	36	1	0	0	1	0	2
2	青森県	3	8	7	5	6	29	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	4	6	5	4	3	22	0	0	0	0	0	0
4	宮城県	3	1	1	0	5	10	2	1	0	2	0	5
5	秋田県	1	0	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0
6	山形県	2 (1)	4	4	4	3	17	0	0	0	0	0	0
7	福島県	2	6	5	0	0	13	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	2	4	1	2	0	9	0	0	0	0	0	0
9	栃木県	2	4	1	1	2	10	2	1	0	1	1	5
10	群馬県	4	8	6	8	6	32	2	5	5	2	0	14
11	埼玉県	3	8	2	2	3	18	3	0	2	2	2	9
12	千葉県	1	6	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
13	東京都	1	6	0	0	0	7	2	2	2	0	0	6
14	神奈川県	2	7	2	0	0	11	1 (1)	5	4	2	2	14
15	山梨県	4	6	5	8	4	27	2	5	4	1	0	12
16	新潟県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
17	長野県	4	8	8	8	8	36	1	5	5	2	2	15
18	富山県	1	0	3	0	0	4	1	0	1	0	0	2
19	石川県	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
20	福井県	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
21	静岡県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	3
22	愛知県	1	0	0	4	0	5	2	5	5	2	0	14
23	三重県	0 (1)	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
24	岐阜県	3	6	1	6	4	20	1	0	0	0	1	2
25	滋賀県	1	1	1	5	0	8	2	4	5	2	1	14
26	京都府	0	0	0	0	0	0	1	5	1	0	0	7
27	大阪府	0	0	0	0	0	0	3	5	4	1	2	15
28	兵庫県	3	1	0	2	4	10	3	5	5	0	2	15
29	奈良県												
30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
32	島根県	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
33	岡山県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
34	広島県	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	6
35	山口県	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
36	香川県	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
37	徳島県	1	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	1	0	1	0	0	2	1	1	0	0	1	3
39	高知県												
40	福岡県	1	1	0	4	0	6	2	5	2	2	2	13
41	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	長崎県												
43	熊本県	0	0	0	0	0	0	2	4	1	2	0	9
44	大分県	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
45	宮崎県	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
46	鹿児島県	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	55	105	61	75	56	352	47	66	49	26	17	205

※監督数は専任のみとし、() 内の選手兼監督はカウントしない。

フィギュア						アイスホッケー				監督選手 合計	都道府県
監督	成年		少年		計	監督	成年男子	少年男子	計		
	男子	女子	男子	女子							
3	2	2	2	2	11	2	16	16	34	83	北海道
3	2	2	2	2	11	2	16	16	34	74	青森県
0	0	0	0	0	0	1	16	0	17	39	岩手県
3	0	2	2	2	9	2	16	16	34	58	宮城県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	秋田県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	山形県
0	0	0	0	0	0	1	16	0	17	30	福島県
2	2	0	0	2	6	1	16	0	17	32	茨城県
0	0	0	0	0	0	2	16	16	34	49	栃木県
2	0	0	2	2	6	0	0	0	0	52	群馬県
3	2	2	2	2	11	2	16	16	34	72	埼玉県
2	2	2	2	0	8	0	0	0	0	15	千葉県
3	2	2	2	2	11	2	16	16	34	58	東京都
3	2	2	2	2	11	2	16	16	34	70	神奈川県
1	0	2	0	0	3	0	0	0	0	42	山梨県
2	2	0	2	2	8	1	16	0	17	27	新潟県
1	0	0	0	2	3	2	16	10	28	82	長野県
0	0	0	0	0	0	1	16	0	17	23	富山県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	石川県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	福井県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	静岡県
3	2	2	2	2	11	1	16	0	17	47	愛知県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	三重県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	岐阜県
2	2	0	2	0	6	1	0	16	17	45	滋賀県
4	2	2	2	2	12	1	16	0	17	36	京都府
4	2	2	2	2	12	2	16	16	34	61	大阪府
4	2	2	2	2	12	1	16	0	17	54	兵庫県
											奈良県
0	0	0	0	0	0	1	16	0	17	17	和歌山県
1	0	2	0	0	3	0	0	0	0	5	鳥取県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	島根県
4	2	2	2	2	12	1 (1)	16	8	25	39	岡山県
2	2	2	0	0	6	1	16	0	17	29	広島県
0	0	0	0	0	0	2	16	9	27	29	山口県
1	0	0	0	2	3	1	16	0	17	22	香川県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	徳島県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	愛媛県
											高知県
3	2	2	2	0	9	2	16	16	34	62	福岡県
0	0	0	0	0	0	1	16	0	17	17	佐賀県
											長崎県
0	0	0	0	0	0	1	16	0	17	26	熊本県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	大分県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	宮崎県
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	鹿児島県
0	0	0	0	0	0	1	16	0	17	17	沖縄県
56	32	32	32	32	184	38	416	187	641	1382	

資料

大会参加者数

1 本部役員及び監督・選手別 参加人数 (単位：人)

区分	第78回	特別	第77回	第76回	第75回
	新たな光へ!とまごまい 国スポ2024	未来へつなぐ 八戸国体	いちご一会 とちぎ国体	夢!きらリンク愛知国体 岐阜クリスタル国体 2021	氷都新時代! 八戸国体
本部役員	352	401	370	326	313
選手・監督	1,382	1,358	1,400	1,405	1,367
合計	1,734	1,759	1,770	1,731	1,680

2 競技種目別 参加人数 (単位：都道府県、人)

競技	第78回		特別		第77回		第76回		第75回	
	新たな光へ!とまごまい 国スポ2024		未来へつなぐ 八戸国体		いちご一会 とちぎ国体		夢!きらリンク愛知国体 岐阜クリスタル国体 2021		氷都新時代! 八戸国体	
	参加都道 府県数	監督・選手	参加都道 府県数	監督・選手	参加都道 府県数	監督・選手	参加都道 府県数	監督・選手	参加都道 府県数	監督・選手
スケート	41	741	40	719	42	770	42	767	39	728
スピード	26	352	24	338	25	364	25	357	27	357
ショートトラック	31	205	28	207	32	235	31	236	29	200
フィギュア	22	184	22	174	21	171	24	174	21	171
アイスホッケー	27	641	27	639	27	630	27	638	27	639
合計	44	1,382	44	1,358	44	1,400	43	1,405	42	1,367

3 役員 (単位：人)

競技会	区分	役員数	
大会役員		480	
スケート競技会	競技会役員	110	
	競技役員	スピード	88
		ショートトラック	54
		フィギュア	43
	計	295	
アイスホッケー競技会	競技会役員	99	
	競技役員	111	
	計	210	
合計		985	

4 報道員・視察員 (単位：人)

区分	人数
報道員及びこれに準ずる者	98
視察員	80

5 式典参加者 (単位：人)

区分	監督・選手	大会関係者	事務局・補助員	観覧者	合計
開始式	160	162	191	122	635
表彰式（スケート競技会）	20	23	36	10	89
表彰式（アイスホッケー競技会）	14	17	33	10	74

6 競技会 (単位：人)

競技会	競技	監督・選手	競技役員	観覧者	合計
スケート競技会	スピード	352	88	1,220	1,660
	ショートトラック	205	54	505	764
	フィギュア	184	43	4,368	4,595
	計	741	185	6,093	7,019
アイスホッケー競技会		641	111	7,658	8,410
	合計	1,382	296	13,751	15,429

大会運営の基本方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会会則第10条第2項第2号の規定により、大会運営の基本方針を提案する。

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会は、冬季スポーツと北海道の魅力を発信する大会として、国民スポーツ大会の目的に従い開催します。

この大会を通して、「スポーツの持つ力」を最大限活用し、「北海道の潜在力」を発揮しながら、北海道スポーツの未来をひらき、将来にわたる持続可能な社会の実現に寄与することを目指します。

1 自然豊かな地・北海道において、スポーツ精神を高揚し、広く国民のためのスポーツの祭典として、これまでの冬季大会開催の経験を生かし、簡素・効率化に努める大会とする。

2 雪と氷の国・北海道において、スケート・アイスホッケー競技会の開催を通して、多くの選手、役員、観客、道民が友情と交流の輪を広げ、夢と希望に満ちた真心あふれる大会とする。

3 広大な大地・北海道において、関係機関や団体の連携のもと、大会の舞台である苫小牧市で道民が一体となり、全国から訪れる参加者を温かく迎え、北海道の魅力を全国に発信する大会とする。

第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会役員

職名	所属・職名	氏名
会長	北海道知事	鈴木直道
副会長	北海道副知事	濱坂真一
	北海道教育委員会教育長	倉本博史
	公益財団法人北海道スポーツ協会会長	荒川裕生
	苫小牧市長	岩倉博文
常任委員	北海道環境生活部長	加納孝之
	北海道環境生活部スポーツ局長	高見芳彦
	北海道教育庁学校教育監	山本純史
	北海道教育庁学校教育局指導担当局長	山城宏一
	北海道警察本部警備部長	野手敏光
	苫小牧市総合政策部長	町田雅人
	公益財団法人北海道スポーツ協会専務理事	高野瑞洋
	苫小牧スケート連盟会長	千葉浩次
	苫小牧アイスホッケー連盟会長	池田吉繁
	北海道環境生活部スポーツ局大会調整担当課長	名苗拓央
委員	北海道教育庁学校教育局健康・体育課長	今村隆之
	北海道警察本部警備部警備課長	森原史朗
	苫小牧市総合政策部参与	柴田健太郎
	公益財団法人北海道スポーツ協会事務局長	酒井隆
	一般財団法人北海道スケート連盟専務理事	千葉浩次
	一般財団法人北海道アイスホッケー連盟専務理事	大越孝彌
監事	公益財団法人苫小牧市スポーツ協会会長	桑村文昭

職名	所属・職名	氏名
顧問	一般財団法人北海道スケート連盟会長	新保實
	一般財団法人北海道アイスホッケー連盟会長	足立功一

第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会 会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務所を北海道環境生活部スポーツ局に置く。

(目的)

第2条 実行委員会は、北海道において開催する第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）の必要な準備と運営に関する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な総合計画に関すること。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、関係競技団体並びにその他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) 大会予算及び決算に関すること。
- (4) その他大会開催に必要な事項に関すること。

第2章 委員及び役員等

(委員)

第4条 実行委員会は、行政機関及び関係団体並びに学識経験者の中から会長が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 前項の委員のうち、行政機関及び関係団体から委嘱した委員については、当初の委嘱した時点の行政機関及び関係団体の職をもって委嘱したものとし、その職に異動があった場合は、その後任者をもって委嘱したものとみなす。

この場合において、当初に委嘱された委員は、速やかに会長に報告しなければならない。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第6条 会長は北海道知事をもって充てる。

- 2 副会長及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、財務会計について監査する。

(顧問及び参与)

第8条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務の諮問に応じる。
- 4 参与は、重要な会務に参与する。

(役員等の任期)

第9条 役員等の任期は、実行委員会設立の日から解散の日までとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

- 2 総会は会長が招集し、会長又はあらかじめ会長が指名した者が議長となり、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 大会運営の基本方針に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他前各号に準ずる重要な事項に関すること。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむをえない理由のため総会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、前項の規程の適用については、出席したものとする。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 常任委員会は、会長が必要に応じ招集し、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を開催するいとまがない緊急事項に関すること。
 - (3) その他実行委員会の運営上、会長が必要と認める事項。
- 4 前条第3条の規定は、常任委員会の議事について準用する。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会(以下本条において「総会等」という。)を招集するいとまがない、または、総会等の権限に属する事項で簡易なものについて、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長はこれを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 各競技会の事務を処理するため、会場地に競技会事務局を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、施行の日から始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事業の終了)

第17条 実行委員会の事業は、第3条各号に掲げる業務が終了した年度の決算について、総会の議決を受けた時に終了する。

(剰余金等の処理)

第18条 実行委員会は、決算において剰余金が生じた場合には、総会の議決を経てこれを処分しなければならない。

2 実行委員会は、決算において欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経てこれを処理しなければならない。

(財務処理)

第19条 本会の財務処理は、会長が別に定めるもののほか、北海道の財務に関する諸規定に準ずる。

第7章 補則

(事故の処理)

第20条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得てこれを処理しなければならない。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和5年5月10日から施行し、大会に関する一切の責務を完了したときをもってその効力を失う。

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会 事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下、「実行委員会」という）会則第10条第3項の規定に基づき、実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第2章 事務局

(業務)

第2条 事務局は、実行委員会に関する事務を処理する。

2 事務局は、会場地に競技会事務局を置き、各競技会に関する事務を処理する。

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 競技会事務局長
- (4) 競技会事務局次長
- (5) 事務局員
- (6) 競技会事務局員

2 前項の職員は、実行委員会会長（以下、「会長」という。）が任命する。

3 会長は、スポーツに関する専門的な知識・経験を有する者を事務局に置き、専門員として委嘱することができる。

4 会長は、臨時又は補助的業務に従事する者を事務局に置き、会計年度任用職員として委嘱することができる。

5 事務局次長及び競技会事務局次長は、出納責任者を兼任する。

(職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け事務局の事務を総括し、事務局員を指揮監督するとともに、総会で議決された予算を執行する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 競技会事務局長は、会場地における事務を分掌し、総会で議決された予算を執行する。

4 競技会事務局次長は、競技会事務局長を補佐し、競技会事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 事務局員その他の職員は、上司の命を受け担当事務に従事する。

6 出納責任者は、金銭の出納及び保管に関する事務を行う。

第3章 事務の決裁

(専決)

第5条 事務局長、事務局次長、競技会事務局長及び競技会事務局次長は、会長の権限に属する事務

のうち、別表第1に掲げる事項を専決することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、特に重要又は異例と認めることについては、上司の決裁によるものとする。

(代決)

第6条 決裁権者が不在のときは、別表第2に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。

- 2 前項の規定により代決したものは、速やかに決裁権者の閲覧に供さなければならない。ただし、軽易な事項についてはこの限りではない。

(事務決裁)

第7条 この章に定めるもののほか、事務の決裁に関しては、北海道事務決裁規程（昭和41年4月1日訓令第3号）を準用する。

- 2 競技会事務局においては、会場地である苫小牧市の事務決裁に関する規程を準用する。

第4章 文書

(文書記号及び番号)

第8条 文書には文書記号及び文書番号をつけるものとする。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない。

- 2 文書記号は「北実委」とし、競技会事務局においては「北実委競」とする。
- 3 文書番号は、備え付けの文書件名簿によって記載するものとする。

(発信者名)

第9条 文書の発信者は、会長名を用いることとする。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない。

(整理及び保管並びに保存)

第10条 完結文書は、事務局において編さんし、適切に保管及び保存しなければならない。

(文書事務)

第11条 この章に定めるもののほか、文書の受領、作成、回議及び決裁、施行、利用並びに廃棄については、北海道文書管理規程（平成10年3月31日北海道訓令第7号。ただし、電子決裁に係る規定を除く。）を準用する。

- 2 競技会事務局においては、会場地である苫小牧市の文書事務に関する規程を準用する。

第5章 公印

(公印)

第12条 事務局で使用する公印の名称、書体、寸法及び形状は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項に定める公印の管理責任者は、別表第3の1については事務局長、別表第3の2については競技会事務局長とする。

第6章 財務

(予算編成)

第13条 事務局長は、事業計画に基づき収入支出予算書を作成し、会長の承認を受けたうえ、総会の承認を得なければならない。

- 2 事務局長は、予算作成後に生じた理由により、既定の予算に追加その他変更する必要があるときは、補正予算を編成することができる。

(財務規則)

第 14 条 この章に定めるもののほか、財務に関しては、北海道財務規則（昭和 45 年規則第 30 号）及び関連規程を準用する。

- 2 競技会事務局においては、会場地である苫小牧市の財務会計に関する規程を準用する。

(出納整理期限)

第 15 条 現金、物品等の出納に伴う事務は、会計年度経過後 2 ヶ月以内にその整理を完了しなければならない。

(金融機関)

第 16 条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通して行うものとする。

(決算)

第 17 条 事務局長は、会計年度経過後 2 ヶ月以内に収支決算書を作成し、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の決算書の提出を受けたときは、監事の監査に付したうえで総会に提出し、総会の承認を得なければならない。

(備付帳簿等)

第 18 条 事務局長及び競技会事務局長は、現金出納簿を備え、出納状況を記載しなければならない。

(旅費)

第 19 条 事務局員の旅費の額及び支給方法は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年条例第 38 号）を準用する。

- 2 競技会事務局員の旅費の額及び支給方法は、会場地である苫小牧市の旅費に関する規程を準用する。
- 3 委員、顧問並びに関係機関及び団体等の者が会務のため旅行したときの旅費の額及び支給方法は、第 1 項の規定を準用する。

第 7 章 雑則

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関しては、北海道の条例、規則、規定の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 5 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

<p>1 事務局長 専決事項</p> <p>(1) 事務局規程の制定、改廃に関すること</p> <p>(2) 支出負担行為に関すること (2,000万円以上)</p> <p>(3) 旅行命令に関すること (事務局次長に限る)</p> <p>(4) 総会及び幹事会の開催に関すること</p> <p>(5) 重要な刊行物の発行に関すること (インターネットを介した情報発信を含む)</p> <p>(6) 国や道に対する申請等一般的事項</p>
<p>2 事務局次長 専決事項</p> <p>(1) 支出負担行為に関すること (2,000万円未満に限る)</p> <p>(2) 支出命令に関すること</p> <p>(3) 事務局員の事務分担に関すること</p> <p>(4) 事務局員の旅行命令に関すること</p> <p>(5) 簡易な刊行物の発行に関すること (インターネットを介した情報発信を含む)</p> <p>(6) 軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関すること</p>
<p>3 競技会事務局長 専決事項</p> <p>(1) 支出負担行為に関すること (2,000万円以上)</p> <p>(2) 旅行命令に関すること (競技会事務局次長に限る)</p> <p>(3) 通常の刊行物の発行に関すること (インターネットを介した情報発信を含む)</p>
<p>4 競技会事務局次長 専決事項</p> <p>(1) 支出負担行為に関すること (2,000万円未満に限る)</p> <p>(2) 支出命令に関すること</p> <p>(3) 競技会事務局員の事務分担に関すること</p> <p>(4) 競技会事務局員の旅行命令に関すること</p> <p>(5) 簡易な刊行物の発行に関すること (インターネットを介した情報発信を含む)</p> <p>(6) 軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関すること</p>

別表第2 (第6条関係)

決裁区分	代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がともに不在で、かつ緊急でやむを得ないとき
会長の決裁事項	事務局長	事務局次長
事務局長の決裁事項	事務局次長	
競技会事務局長の決裁事項	競技会事務局次長	

別表第3 (第12条関係)

	公印の種類	書体	形	寸法	個数
1	第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会会長印	てん書	正方形	24mm×24mm	1個
2	第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会会長印 (スケート・アイスホッケー競技会)	てん書	正方形	24mm×24mm	1個

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

苫小牧市実行委員会役員

役職名	所属団体名	所属役職	氏名
会長	苫小牧市	市長	岩倉 博文
副会長	公益財団法人 苫小牧市スポーツ協会	会長	桑村 文昭
副会長	苫小牧商工会議所	会頭	宮本 知治
副会長	一般社団法人 苫小牧観光協会	会長	市町 峰行
副会長	苫小牧スケート連盟	会長	千葉 浩次
副会長	苫小牧アイスホッケー連盟	会長	池田 吉繁
副会長	苫小牧市 MICE 誘致推進協議会	会長	藤田 健次郎
副会長	苫小牧市	副市長	木村 淳
副会長	苫小牧市教育委員会	教育長	福原 功
副会長	苫小牧市議会	議長	藤田 広美
委員	一般社団法人 苫小牧観光協会	専務理事	永井 孝佳
委員	公益財団法人 苫小牧市スポーツ協会	専務理事	本間 貞樹
委員	苫小牧市 MICE 誘致推進協議会	副会長	佐藤 聰
委員	苫小牧市スポーツ推進委員会	副会長	久野 利廣
委員	苫小牧市総合政策部	部長	町田 雅人
委員	苫小牧市総合政策部	参与	柴田 健太郎
委員	苫小牧市教育委員会教育部	部長	園田 透
監事	苫小牧スケート連盟	監事	中野 明彦
監事	苫小牧アイスホッケー連盟	理事長	藤岡 照宏

(順不同・敬称略)

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 苫小牧市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会」(以下、「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会」(以下、「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会における競技実施に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関(以下「関係団体等」という。)との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 苫小牧市を代表する者
- (2) 苫小牧市議会を代表する者
- (3) 関係団体等を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 …… 若干名
- (3) 委員 …… 若干名
- (4) 監事 …… 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、苫小牧市長をもって充てる。

2 副会長は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 委員は、常任委員会を構成し、第13条第8項に掲げる事項を審議し、決定する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、委員等が就任時にそれぞれ所属していた機関又は関係団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員等並びに顧問及び参与は、無報酬とする。

- 2 委員等並びに顧問及び参与が会務のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、総会及び常任委員会の出席に要する経費については、この限りでない。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 実行委員会の解散及び財産の処分に関すること。
 - (7) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出

席できない委員が、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わる場合は、出席とみなす。

- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第13条 常任委員会は、会長が委嘱した委員又は会長が指名した者をもって構成する。

- 2 常任委員会は、総会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を総会に報告する。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、常任委員会に関して必要な事項は、総会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。
- 8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 常任委員会の設置並びに常任委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がなく、緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 9 前条第6項及び第7項の規定は、総会について準用する。
- 10 常任委員会は、第8項の規定により審議し、決定した事項を次の総会に報告する。
- 11 前10項の定めるもののほか、常任委員会に関して必要な事項は、総会に諮った上で、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金及び補助金並びにその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに解散し、解散時に有する残余財産は処分するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和4年12月16日から施行する。

この会則の変更は、令和5年 4月 5日から施行する。

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 苫小牧市実行委員会事務局規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「実行委員会」という。）会則第15条第2項の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、苫小牧市総合政策部国民スポーツ大会備室内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、実行委員会に関する業務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に、別表第1の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる苫小牧市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に会計年度任用職員等を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、事務に従事する。

第2章 事務の処理

(決裁事項)

第6条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

(1) 総会の招集に関すること。

(2) 総会の付すべき事項に関すること。

(3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。

(4) 実行委員会の規定等の制定改廃に関すること。

(5) 会議の決定に基づく予算の執行及び契約の締結に関すること。

(専決事項)

第7条 事務局長及び事務局次長は、会長の権限に属する事務のうち、別表第2に掲げる事項を専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例である事項については、あらかじめ会計責任者等の上司の指示を受けなければならない。

(代理決裁)

第8条 会長の権限に属する事務について、会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長がその事務の代理決裁することができる。

- 2 専決権者が不在のときは、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるものが決することができる。
- 3 代理決裁しようとする事務が、重要もしくは異例のもの又は疑義のあるものであるときは、前項の規定にかかわらず代理決裁することができない。

(文書記号及び番号)

第9条 文書には、「苫国ス実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

第4章 公印

(文書の保存)

第10条 実行委員会の公印の名称、形状、寸法、書体及び用途は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項に定める公印は、事務局長が管理する。

第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第11条 職員の旅費の額及びその支給方法については、苫小牧市職員等の旅費支給条例（昭和26年2月20日条例第4号）の例による。ただし、会務上の必要（時間的効率が優先される場合、事務局外の関係者等と同行する場合等）、出張の性質、または天災その他やむを得ない事由がある場合は、実費によって支給することがある。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため出張したときは、その出張について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、苫小牧市職員等の旅費支給条例の例による。

(予算)

第12条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第13条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納責任者)

第14条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納責任者を置く。

- 2 出納責任者は、事務局長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第15条 現金の出納は、会計責任者が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第16条 この規則に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、事務局長が別に定める。

第6章 補 則

(委任)

第17条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年12月16日から施行する。

この規則の変更は、令和5年4月5日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

会計責任者	総合政策部 参与
事務局長	国民スポーツ大会準備室室長のうち、参与があらかじめ指名する者
事務局次長	国民スポーツ大会準備室職員のうち、参与があらかじめ指名する者
事務局員	国民スポーツ大会準備室職員

別表第2 (第7条関係)

事項	事務局長	事務局次長
(1)申請、届出、通知、照会、回答、報告に関する事	重要なもの	軽易なもの
(2)会計年度任用職員等の任免に関する事		○
(3)会計年度任用職員等の服務に関する事		○
(4)事務の分担に関する事	○	
(5)出張命令に関する事	実行委員会の委員等、事務局長、事務局次長	事務局員、会計年度任用職員等
(6)工事又は製造の請負に関する事	1件の予定価格が3,000万円以下のもの	1件の予定価格が500万円以下のもの
(7)物品の購入、賃貸借、修理及び業務委託に関する事	1件の予定価格が2,000万円以下のもの	1件の予定価格が100万円以下のもの
(8)前2号以外の契約等に関する事	重要なもの	軽易なもの
(9)予算の流用及び配当替えに関する事		○

別表第3 (第8条関係)

専決権者	代理決裁者
会計責任者	事務局長
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局員のうちあらかじめ指名する者

別表第4 (第10条関係)

公印の名称	形状	寸法	書体及び用途
実行委員会会長之印	正方形	24mm	古印体 会長名をもってする文書

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る 標章及びマスコット等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）の開催にあたり、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」（平成23年6月24日制定）に定める標章及び第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）が定める標章等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(標章の定義)

第2条 この規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう

- (1) JSPOが定める国民スポーツ大会マーク（図形）（ただし、JAPAN GAMESのロゴは除く）
- (2) 国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク（図形）
- (3) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって、同一の称呼及び観念を生ずるもの、及びこれらの文字標章を含む結合語又は造語
- (4) 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会のテーマ「新たな光へ！とまこまい国スポ2024」

2 この規程において「マスコット等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 北海道実行委員会が定めるマスコット
- (2) スローガンその他北海道実行委員会が定める規定書体

(使用許可権限の行使)

第3条 前条第1項各号に規定する標章については、北海道実行委員会がJSPOから委任を受けた使用許可権限を行使する。ただし、前条第1項(1)から(3)を営利目的で使用する場合には、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」（平成23年6月24日制定）に従う。

2 前条第1項(4)及び第2項に規定するマスコット等については、北海道実行委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(非営利目的による使用)

第4条 標章及びマスコット等（以下「標章等」という。）の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道実行委員会会長（以下「会長」という。）は無償で使用させることができる。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は大会の開催に寄与すると認められるとき。
- (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき。
- (3) 一般へのスポーツ又は大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- (4) 北海道実行委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (5) その他会長がスポーツ活動及び大会開催に寄与すると認めるとき。

(非営利目的による使用の申請及び報告)

第5条 標章等を非営利目的により使用しようとする者は、あらかじめ「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等非営利目的使用許可申請書」(別記第1号様式)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 北海道実行委員会が使用するとき。
 - (2) 国、地方公共団体、JSPO、公益財団法人北海道スポーツ協会、北海道内各市町村体育・スポーツ協会及び北海道内各競技団体が使用するとき。
 - (3) 大会においてイベント事業を実施する団体が使用するとき。
 - (4) 保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)に掲げる学校が使用するとき。
 - (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (6) その他会長が特に認めたとき。
- 2 前項の規定により、許可を得た者及び第1号から第4号、第6号のいずれかに該当する者が標章等を非営利目的として使用したときは、使用期間終了後30日以内に「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用報告書」(別記第2号様式)を会長に提出しなければならない。

(非営利目的による使用の許可)

第6条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) 標章等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれのあるとき。
 - (4) 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
 - (6) 使用目的が明らかでないとき。
 - (7) 大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれがあるとき。
 - (8) その他会長が不相当と認めたとき。
- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等非営利目的使用許可書」(別記第3号様式)をもって行うものとする。

(営利目的による使用)

第7条 第2条第1項(4)及びマスコット等を商品、景品、広告宣伝等に使用する場合は、営利目的と認め、有償で使用できるものとする。

(営利目的による使用の申請及び報告)

第8条 営利目的により、第2条第1項(4)及びマスコット等を使用しようとする者は、あらかじめ「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等営利目的使用許可申請書」(別記第4号様式)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けて、第2条第1項(4)及びマスコット等を使用した者は、使用期間終了後30日以内に「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用報告書」(別記第2号様式)を会長に提出しなければならない。

(営利目的による使用の許可)

第9条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が第6条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、第2条第1項(4)及びマスコット等の営利目的による使用を許可するものとする。

- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等営利目的使用許可書」(別記第5号様式)をもって行うものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

(営利目的による使用に係る使用料)

第10条 第2条第1項(4)及びマスコット等の営利目的による使用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として北海道実行委員会に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は使用料を免除することができる。

- (1) 第5条第1項第1号から第4号までに規定する団体が使用するとき。
- (2) その他会長が特別な事情により必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第8条に規定する許可申請の際に、「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用料免除申請書」(別記第6号様式)を会長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づく使用料は、前条第2項に規定する通知の日から起算して、30日以内(振込期限の日が金融機関の休業日の場合はその翌日)に会長が送付する納入通知書により指定期日までに振り込むものとする。
- 4 北海道実行委員会は、収納した使用料を開催準備の経費に充てるものとする。
- 5 納入された使用料は返還しない。

(使用上の遵守事項)

第11条 標章等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、標章等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合はこの限りではない。
- (5) 標章等を使用する物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 当該物件の使用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故、苦情等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。
なお、当該物件を原因とする事故に対しては、北海道実行委員会は一切の責任を負わない。

(許可内容の変更)

第12条 使用者が、許可された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用内容変更申請書」(別記第7号様式)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 会長は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用内容変更許可書」(別記第8号様式)に

より、当該使用者に通知するものとする。

3 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

(実地調査等)

第13条 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第14条 会長は、標章等の使用がこの規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定による許可の取り消しは、「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用許可取消書」(別記第9号様式)をもって行うものとする。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。

4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。

5 会長は、許可を得ずに標章等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章等の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置を取ることができる。

6 北海道実行委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第15条 北海道実行委員会は、この規程による使用許可の申請に要した費用、実施に係る経費及び役務を負担しない。

2 北海道実行委員会は、標章等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、標章等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年12月8日から施行する。

この規程は、令和5年12月20日から施行する。

別表 (第10条関係)

1 販売を目的とするもの (商品)	小売価格 (消費税等賦課前) × 3% × 製造個数
2 販売以外を目的とするもの (1) 景品、有償貸出 (2) 広告宣伝	製造価格 × 3% × 製造個数 使用する媒体の広告料 × 3% ただし、自社媒体での展開や自社で配布するなど、 媒体費用が発生しない場合は協議により決定
3 その他営利を目的とするもの	協議により決定

宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会(以下「大会」という。)に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員(以下「大会参加者」という。)の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会(以下「北海道実行委員会」という。)及び第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会(以下「苫小牧市実行委員会」という。)は、合同で第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター(以下「配宿センター」という。)を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたりるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町村内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、配宿センターが次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、競技別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、3.3㎡(2畳)以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

第78回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会

宿泊実績一覧

(会期：令和6年1月25日(木)～令和6年2月3日(土))

(単位：人)

参加区分	1月25日(木)	1月26日(金)	1月27日(土)	1月28日(日)	1月29日(月)	1月30日(火)	1月31日(水)	2月1日(木)	2月2日(金)	2月3日(土)	合計
都道府県本部役員	4	64	206	216	218	188	107	53	45	7	1108
選手・監督・スタッフ	107	528	739	998	1269	1154	676	358	323	0	6152
視察員	3	6	17	21	25	25	9	7	6	3	122
競技役員	3	29	131	133	113	105	26	19	16	0	575
大会役員・競技会役員・招待者	4	7	42	20	16	20	14	9	9	5	146
宿泊延べ人数	121	634	1135	1388	1641	1492	832	446	399	15	8103

【選手】

(単位：人)

競技種目	競技種別	1月25日(木)	1月26日(金)	1月27日(土)	1月28日(日)	1月29日(月)	1月30日(火)	1月31日(水)	2月1日(木)	2月2日(金)	2月3日(土)	合計
スピード	成年男性	27	88	101	101	101	99	28	0	0	0	545
スピード	少年男性	24	73	74	74	74	74	30	0	0	0	423
スピード	成年女性	19	51	57	57	58	56	16	0	0	0	314
スピード	少年女性	16	52	54	55	55	55	19	0	0	0	306
小計		86	264	286	287	288	284	93	0	0	0	1588
フィギュア	成年男性	0	1	12	32	32	25	0	0	0	0	102
フィギュア	少年男性	0	2	32	32	30	2	0	0	0	0	98
フィギュア	成年女性	0	1	1	2	33	33	1	0	0	0	71
フィギュア	少年女性	0	8	32	32	32	1	0	0	0	0	105
小計		0	12	77	98	127	61	1	0	0	0	376
ショートトラック	成年男性	0	40	60	59	29	0	0	0	0	0	188
ショートトラック	少年男性	0	21	26	26	17	0	0	0	0	0	90
ショートトラック	成年女性	0	33	47	47	25	0	0	0	0	0	152
ショートトラック	少年女性	0	16	16	16	8	0	0	0	0	0	56
小計		0	110	149	148	79	0	0	0	0	0	486
アイスホッケー	成年男性	0	0	0	158	331	404	273	127	124	0	1417
アイスホッケー	少年男性	0	0	0	32	139	156	187	164	140	0	818
小計		0	0	0	190	470	560	460	291	264	0	2235
合計		86	386	512	723	964	905	554	291	264	0	4685

幹旋弁当実績

弁当配達場所	1/27(土)		1/28(日)		1/29(月)		1/30(火)		1/31(水)		2/1(木)		2/2(金)		2/3(土)		合計
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
ハイランド	24	3	104	0	103	0	103	0	66	0	0	0	0	0	0	0	403
nepia	0	0	4	0	0	0	19	0	19	0	120	0	183	0	109	0	454
ダイナックス	0	0	0	0	20	0	73	0	80	0	59	0	0	0	0	0	232
新ときわ	11	0	72	0	65	0	25	0	42	0	0	0	0	0	0	0	215
合計	35	3	180	0	188	0	220	0	207	0	179	0	183	0	109	0	1304

支給弁当実績

弁当配達場所	1/25(木)		1/26(金)		1/27(土)		1/28(日)		1/29(月)		1/30(火)		1/31(水)		2/1(木)		2/2(金)		2/3(土)		合計
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
ハイランド	4	0	32	3	32	10	126	7	147	7	147	6	168	2	0	0	0	0	0	0	691
トマロ	0	0	2	2	6	6	8	8	4	5	9	5	4	5	4	4	4	4	0	0	80
nepia	8	5	30	10	82	42	109	61	105	71	116	78	114	44	71	43	83	57	114	15	1258
ダイナックス	0	0	0	0	0	0	0	0	14	9	62	36	61	36	62	36	62	44	67	3	492
新ときわ	0	0	31	25	23	9	109	42	119	41	51	41	50	40	0	0	0	0	0	0	581
合計	12	5	95	40	143	67	352	118	389	133	385	166	397	127	137	83	149	105	181	18	3102

輸送交通要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

（1）大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来道する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 開始式・表彰式の輸送

開始式、表彰式における大会参加者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

大会参加者については、原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

ウ 競技会場の輸送

競技会場における大会参加者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 指定集合地の設定

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、開始式、表彰式及び競技会場他における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、バス等の乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

（2）一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て、バス、タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

自家用車での開始式、表彰式会場及び競技会場への乗入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況等に応じて必要な制限を行う。

（3）車両等及び駐車場の確保

大会参加者の輸送に必要な車両等については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、会場地周辺における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く苫小牧市民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が別に定める。

バス輸送実績

(単位：台)

選手団輸送	経路	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	合計
SS輸送	【往路①】 苫小牧市内ホテル⇒ハイランドスポーツセンター	8	8	10	10	10	8	0	0	0	54
	【往路②】 苫小牧市内ホテル⇒ハイランドスポーツセンター	6	6	8	8	8	8	0	0	0	44
	【復路】 ハイランドスポーツセンター⇒市内ホテル	10	10	11	10	9	8	0	0	0	58
	小計	24	24	29	28	27	24	0	0	0	156
ST輸送	経路	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	合計
	【往路】 千歳市内ホテル⇒新旧ときわスケートセンター	0	6	5	5	0	0	0	0	0	16
	【復路】 新旧ときわスケートセンター⇒千歳市内ホテル	0	6	7	7	0	0	0	0	0	20
	小計	0	12	12	12	0	0	0	0	0	36
IH輸送	経路	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	合計
	【往路】 選手団宿泊ホテル⇒試合会場	0	0	0	17	34	28	20	20	8	127
	【復路】 試合会場⇒選手団宿泊ホテル	0	0	0	17	35	28	20	20	8	128
	小計	0	0	0	34	69	56	40	40	16	255
監督会議輸送	経路	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	合計
SS監督会議輸送	【往路】 ハイランドスポーツセンター⇒市民会館	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	【復路】 市民会館⇒苫小牧市内ホテル	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
ST監督会議輸送	【往路】 千歳市内ホテル⇒市民会館	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	【復路】 市民会館⇒新旧ときわスケートセンター	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
FS監督会議輸送	【往路①】 ウィングインターナショナル苫小牧⇒市民会館	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	【往路②】 グランドホテルニュー王子⇒市民会館	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	【復路】 市民会館⇒nepia アイスアリーナ⇒グランドホテルニュー王子	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
IH監督会議輸送	【往路①】 エミシア札幌⇒千歳市内ホテル⇒グ イックス沼ノ端⇒市民会館	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	【往路②】 登別温泉ホテル⇒新旧ときわスケートセンター⇒市民会館	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	【復路①】 市民会館⇒グ イックス沼ノ端⇒千歳市内ホテル⇒エミシア札幌	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	【復路②】 市民会館⇒新旧ときわスケートセンター⇒登別温泉ホテル	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
小計	0	12	0	4	0	0	0	0	0	16	
競技役員輸送	経路	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	合計
SS競技役員会議輸送	【往路】 ルートイン苫小牧⇒ハイランドスポーツセンター	0	2	2	2	2	2	0	0	0	10
	【往路】 ハイランドスポーツセンター⇒ルートイン苫小牧	0	2	2	2	2	2	0	0	0	10
ST競技役員会議輸送	【往路①】 東横イン苫小牧⇒市民会館	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
	【復路①】 市民会館⇒新旧ときわスケートセンタ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	【復路②】 新旧ときわスケートセンター⇒東横イン苫小牧	0	2	1	1	0	0	0	0	0	4
小計	0	8	6	6	4	4	0	0	0	28	
開始式輸送	経路	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	合計
	【往路①】 苫小牧市内ホテル⇒市民会館	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	【往路②】 千歳市内ホテル⇒市民会館	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	【復路①】 市民会館⇒苫小牧市内ホテル	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	【復路②】 市民会館⇒千歳市内ホテル	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	小計	0	12	0	0	0	0	0	0	0	12
各会場循環シャトル	経路	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	合計
	【経路①】 nepia アイスアリーナ⇄ハイランドスポーツセンター⇄新旧ときわスケートセンター	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	【経路②】 nepia アイスアリーナ⇄ハイランドスポーツセンター	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3
小計	0	0	1	1	1	1	0	0	0	4	
合計		24	68	52	81	101	85	40	40	16	507
実利用台数計		5	15	15	20	21	14	8	8	4	110

医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会(以下「大会」という。)における医療救護に関して、必要な事項を定める。

2 基本方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会(以下「北海道実行委員会」という。)及び第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会(以下「苫小牧市実行委員会」という。)は、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、事務職員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、応急処置を行い、状況に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED(自動体外式除細動器)、その他必要物品を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(3) 宿舎における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発症し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 医療救護業務の統括は、北海道実行委員会が担当する。
- (2) 大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、北海道実行委員会及び苫小牧市実行委員会が連携し担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

医療救護実績

	会場名	ハイランドスポーツセンター				nepia アイスアリーナ				ダイナックス沼ノ端アイスアリーナ				新ときわスケートセンター				傷病毎計
		選手・監督	役員	その他	計	選手・監督	役員	その他	計	選手・監督	役員	その他	計	選手・監督	役員	その他	計	
胃腸障害	男	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
	女	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
感冒	男	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
	女	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
貧血	男	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
	女	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
頭痛	男	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
	女	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
内科系 その他	男	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
	女	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
外傷	男	2 (1)	()	()	2 (1)	1 (1)	()	()	1 (1)	2 (1)	()	()	2 (1)	4 (2)	()	()	4 (2)	9 (5)
	女	1 (0)	()	()	1 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	1 (0)
骨折 脱臼	男	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	1 (1)	()	()	1 (1)	()	()	()	0 (0)	1 (1)
	女	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
筋腱断裂	男	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
	女	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
打撲 捻挫	男	1 (0)	()	()	1 (0)	2 (2)	()	()	2 (2)	1 (1)	()	()	1 (1)	1 (0)	()	()	1 (0)	5 (3)
	女	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
眼耳鼻 症	男	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
	女	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
外科系 その他	男	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
	女	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	()	()	()	0 (0)	0 (0)
合計	男	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	15 (9)
	女	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	計	4 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	16 (9)

※ () は取扱傷病者のうち医療機関へ移送したものを。

開催経過概要

年 月 日	経 過 内 容
令和4年 7月11日	苫小牧市・苫小牧スケート連盟・苫小牧アイスホッケー連盟から北海道に対して本市での大会開催を要請
令和4年 10月31日	北海道から苫小牧市に対して開催地決定の通知
令和4年 11月21日	苫小牧市総合政策部に国民スポーツ大会準備室を設置
令和4年 12月 9日	令和4年度第3回日本スポーツ協会国民体育大会委員会において北海道（苫小牧市）開催の最終決定
令和4年 12月16日	第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会設立総会を開催
令和4年 12月23日	第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道準備委員会を設立
令和5年 1月26日	日本スポーツ協会国民体育大会委員会において競技日程を承認
令和5年 2月 6日	宿泊・弁当・バス輸送委託業務を公募型プロポーザル方式により選定を行うために仕様書を公表（3/20 結果公表）
令和5年 2月13日	第1回歓迎・接待委員会を開催 各会場における歓迎業務等について協議
令和5年 3月13日	第1回宿泊・輸送・医療委員会にて公募型プロポーザル方式を実施し委託業者を選定
令和5年 3月20日	第1回総務委員会を開催 テーマ・スローガン・シンボルマークを選定
令和5年 3月29日	第1回競技・式典委員会を開催 中央競技役員数等について協議
令和5年 4月 5日	苫小牧市実行委員会第2回総会を開催
令和5年 5月10日	第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会設立総会を開催・テーマ・スローガン・シンボルマーク表彰式を開催
令和5年 5月11日	開始式・表彰式運営業務を公募型プロポーザル方式により選定を行うために仕様書を公表（6/16 結果公表）
令和5年 5月16日	大会ポスターの公募（～6/30 応募数10作品） 競技プログラム作成等業務を公募型プロポーザル方式により選定を行うために仕様書を公表（6/19 結果公表）
令和5年 5月19日	第2回競技・式典委員会を開催 競技実施要項等、開始式について報告
令和5年 5月22日	苫小牧市実行委員会第3回総会を书面開催
令和5年 6月 6日	第1回国民スポーツ大会委員会にて、大会実施要項の策定の承認。公益財団法人日本スポーツ協会からの冬季大会開催県への交付金分配額の増額決定
令和5年 6月15日	公益財団法人日本スポーツ協会から、大会役員及び競技会役員編成基準の承認
令和5年 6月21日	第3回競技・式典委員会を開催 スケート競技実施要項の修正案を協議

年 月 日	経 過 内 容
令和5年 6月 27日	第2回宿泊・輸送・医療委員会を书面開催 業者との契約時期等について報告
令和5年 7月 4日	第2回総務委員会を開催 大会ポスターを選定
令和5年 7月 6日	第4回競技・式典委員会を開催 種目別表彰式等の業務委託について、賞状等のデザインについて、苫小牧市長賞について協議
令和5年 7月 13日	公益財団法人日本スポーツ協会から、大会の公式ポスターについて承認（国スポ委員長による承認）
令和5年 8月 8日	大会ポスター表彰式を開催
令和5年 8月 24日	第2回国民スポーツ大会委員会において、大会実施要項（各競技実施要項）の変更について承認
令和5年 8月 25日	北海道実行委員会第2回総会を书面開催
令和5年 8月 29日	第3回宿泊・輸送・医療委員会を開催 医療救護実施要項等について協議
令和5年 9月 25日	会場に出店する売店を公募（～10/27）
令和5年 10月 2日	大会ホームページ公開
令和5年 10月 10日	第2回歓迎・接待委員会を開催 案内所及び歓迎接待所設置要項の制定について協議
令和5年 11月 6日	公益財団法人日本スポーツ協会事前視察（～11/7）
令和5年 11月 27日	第5回競技・式典委員会を開催 開始式一般観覧者募集要項等について協議 第4回宿泊・輸送・医療委員会を书面開催 宿泊要項の一部改正
令和5年 11月 30日	苫小牧市実行委員会第4回総会を開催
令和5年 12月 1日	開始式一般観覧者募集開始（～1/9）
令和5年 12月 7日	第5回宿泊・輸送・医療委員会を书面開催 宿泊要項の一部改正
令和5年 12月 8日	第3回国民スポーツ大会委員会にて実施要項変更の承認
令和6年 1月 8日	スピードスケート競技・ショートトラック競技抽選会開催
令和6年 1月 9日	市内小中学校へ国スポ紹介冊子の配布
令和6年 1月 10日	アイスホッケー競技会抽選会開催
令和6年 1月 18日	公益財団法人日本スポーツ協会記者会見
令和6年 1月 23日	競技別プログラム公開
令和6年 1月 27日	開始式リハーサル及び開始式を開催 スポーツ庁長官と一般社団法人とまこまい・あそび塾の交流会を開催 スピードスケート競技・ショートトラック競技・フィギュア競技監督会議
令和6年 1月 28日	スピードスケート競技・ショートトラック競技・フィギュア競技開始

年 月 日	経 過 内 容
令和6年 1月 29日	アイスホッケー競技監督会議
令和6年 1月 30日	アイスホッケー競技開始
令和6年 1月 31日	スケート競技会表彰式リハーサル及び表彰式を開催
令和6年 2月 3日	アイスホッケー競技会表彰式リハーサル及び表彰式を開催
令和6年 2月 5日～	関係各所へのあいさつ
令和6年 2月 15日	関係各所へ礼状を送付
令和6年 3月 5日	第4回国民スポーツ大会委員会（報告）
令和6年 3月	北海道実行委員会解散総会、苫小牧市実行委員会解散総会

ホームページ・SNS・国スポチャンネル実績

ホームページ・SNS・国スポチャンネル資料

1 ホームページ

令和5年10月1日(日)～令和6年2月10日(土)

訪問者数(ユーザー数)	87,032
閲覧数(PV数)	735,192

2 SNS

フォロワー数最大値

Instagram	956
X(旧Twitter)	893
フェイスブック	89
Instagram(インプレッション数)12/1～2/24	184,505

※インプレッション数とは：SNSでは、投稿自体の表示回数(閲覧数)を示す値。

3 国スポチャンネル

令和6年1月23日(火)～2月3日(土)

訪問者数(ユーザー数)	30,142
閲覧数(PV数)	239,141

1月23日(火)～2月15日(木)

閲覧数(PV数)	288,837
----------	---------

新たな光へ！ とまこまい国スポ2024



とまこまい国スポ2024

スポーツくじ



この「新たな光へ！とまこまい国スポ 2024」は
スポーツ振興くじ助成金を受けて開催されています。

【主催】（公財）日本スポーツ協会、文部科学省、北海道、苫小牧市、（公財）日本スケート連盟、（公財）日本アイスホッケー連盟
第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会 スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局
（苫小牧市総合政策部国民スポーツ大会準備室）

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 TEL：0144-84-7433 FAX：0144-34-7717
E-mail：koku-sports@city.tomakomai.hokkaido.jp

